

諮問番号：平成 29 年度諮問第 6 号

答申番号：平成 29 年度答申第 5 号

答 申 書

第 1 審査会の結論

〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護変更申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に係る平成 29 年 4 月 7 日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

通院等の事情から、現住居からの転居は困難であり、転居に至る事情も含め熊本地震の影響により、限度額の範囲内では物件がなかったことから、やむを得ず、現住居に住まわざるを得ないことは明らかであり、特別基準の設定を行うべきである。また、処分理由に不備がある。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

処分庁管内には、熊本地震により被災した保護世帯において 9 割以上の世帯が基準額内の物件に転居している実態から、一部の世帯が特別基準を適用されたことをもって賃貸される物件がないとする根拠にはなりえない。処分庁は、住宅情報サイトで家賃額が基準額内の物件が 400 件以上登録されていることを確認しており、本件においては、特別な設備を要した基準額を超える住居へ転居する必要性はなく、処分庁が特別基準の適用を認めなかったことは不適切とはいえないと判断する。また、処分理由は審査請求人に了知できたものであると判断する。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないため、棄却されるべきである。

2 理由

(1) 住宅扶助の特別基準額について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4の（1）オにおける住宅扶助の特別基準が適用となる「やむを得ないと認められるもの」について、審査請求人は〇〇を患っていたものの、原動機付自転車を使用していることから、車椅子を使用する状況ではなく、特別な設備が備わった住居へ居住する必要はなかったと認められる。

また、審査請求人は本件処分当時〇〇歳で自立した日常生活を送っており、転居が困難な状態とは認められない。

さらに、処分庁管内において、熊本地震により被災した保護世帯で民間住宅へ転居した200世帯のうち、187世帯が基準額内の物件に転居していることから、住宅扶助の限度額内では賃貸される実態がないとは認められない。

(2) 理由の提示について

処分理由の不備については、処分庁は根拠を示して、本件が住宅扶助の特別基準に適合しない理由を明示している。また、処分庁は審査請求人に対して文書で本件処分を通知の上、処分理由を説明し審査請求人から了承を得ている。

第4 調査審議の経過

平成29年12月19日 審査庁から諮問

平成30年 1月12日 第1回審議

同年 1月26日 第2回審議

第5 審査会の判断

1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分の適法性及び妥当性

(1) 住宅扶助の特別基準額について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に対して行われるとされている。「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第3の1では、住宅扶助の基準額として、家賃、間代、地代等の額（月額）及び補修費等住宅維持費の額（年額）が定められており、保護の基準別表第3の2では、「家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるとき」は、「厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする」とされている。

また、住宅扶助の特別基準額の認定について、局長通知第7の4の(1)オでは、「保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める額（限度額）のうち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額（オにおいて「世帯人員別の限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員別の限度額のうち世帯人員が1人の場合の限度額に次に掲げる率を乗じて得た額（略）の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない」とされており、世帯人員が1人の場合、その率は「1.3」とされている。

この「世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるもの」について、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問56では、「世帯員に車椅子使用の障害者等特に通常より広い居室を必要とする者がいる場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において保護の基準別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が定める額（限度額）の

うち、世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態がない場合をいう」とされている。

本審査会は、本件処分について、住宅扶助の特別基準額を認定する要件となる局長通知第7の4の（1）オにいう「やむを得ないと認められるもの」に審査請求人世帯が該当するかどうか、特に、本件処分時において処分庁管内に、課長通知第7の間56にいう「世帯人員別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の範囲内では賃貸される実態」がなかったかどうかを本件審査請求において主として争われていると考える。この点、本件処分時における処分庁管内の住宅事情について現時点で実体的な審査を行い、住宅扶助の限度額の範囲内で賃貸される実態がなかったかを判断することは、事後的な審査という観点からも困難である。

そこで、本審査会は、本件処分において審査請求人に住宅扶助の特別基準額を認定しないとした処分庁の判断の方法又はその過程に不合理な点はなかったかについて、以下検討することとする。

まず、処分庁は、審査請求人の保護を開始するにあたり、平成28年7月21日に福祉事務所の幹部職員等で構成されるケース検討会議を開催し、住宅扶助の特別基準額の認定について検討している。その際、局長通知第7の4の（1）オの「やむを得ないと認められるもの」について、課長通知第7の間56を踏まえ、障害により通常より広い居室が必要といった事情や、高齢により転居が困難といった事情はなく、また、地震の影響を考慮しても、処分庁管内において单身向け賃貸物件がない又は極端に限られる状況にあるとは認めがたいと判断している。

また、審査請求人からの申入れや連絡等に対し、処分庁は、平成28年8月12日、同年9月6日さらに平成29年1月26日にケース検討会議を開催し、その都度、審査請求人に住宅扶助の特別基準額を認定しない旨判断している。平成28年8月12日のケース検討会議では、地域において住宅扶助の限度額の範囲内で賃貸される実態について、住宅情報サイトで住宅扶助の基準額内の物件が400件以上登録されていることを確認するとともに、同年9月6日のケース検討会議では、震災の影響で基準額

内の物件を探すのは至難ではない状況であることから、不動産業者等との減額交渉又は高額家賃による転居指導をしていくことは妥当であると判断し、審査請求人に対し、その旨説明している。また、平成29年1月26日のケース検討会議では、住宅扶助の特別基準額の認定について、法令通知等の再確認や、熊本地震の影響による住宅事情等の考慮、他の保護世帯あるいは一般の低所得世帯との公平性を担保する必要性を含めて総合的に検討している。

さらに、平成29年3月2日に開催したケース検討会議では、本件処分について、処分庁管内で住宅扶助の特別基準額を認定している他ケースとの比較も含め、法令等、震災の影響、世帯の個別事情、震災後の賃貸住宅状況、震災当時転居した他被保護者世帯や低所得者世帯との均衡等を総合的に勘案し、審査請求人に住宅扶助の特別基準額を認定する特別の事情はないとの結論に達している。その後、処分庁は同月6日、審査請求人宅へ家庭訪問を行い、本件処分の理由について説明している。

以上のことから、処分庁は、本件処分に至るまで物件の確認や他ケースとの比較等を行うことで管内の住宅事情を適切に調査・把握し続けており、本件処分は、これらの事項に基づき、慎重な検討を複数回重ねた上で行われたものであると認められる。したがって、本件処分は根拠となる法令や通知等に照らして行われており、処分庁が審査請求人に住宅扶助の特別基準額を認定しないと判断したことにつき、本来重視すべき事項を見落とし、若しくはその事項を不当に軽視し、又は本来考慮すべきでない事項を考慮し、若しくは本来過大に評価すべきではないことを過大に評価し、これらのことにより処分庁の判断が左右されたものとは認められない。この点、処分庁の判断の方法又はその過程に著しく不合理な点があったとはいえないと判断する。

(2) 理由の提示について

法第24条第9項において準用する同条第3項では、保護の変更決定は、「申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない」とされており、同条第4項は、その書面には、「決定の理由を付さなければならない

ない」と規定されている。

これについてみると、平成29年3月6日、処分庁は、本件処分の理由について、局長通知第7の4の(1)才及び課長通知第7の間56を処理基準として示した上で、審査請求人の状況及び処分庁管内の住宅事情を調査した結果、住宅扶助の特別基準額を認定する場合には該当しない旨を記載した「保護申請却下通知書」を審査請求人に手交している。本件通知書における理由の記載は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して審査請求人の保護変更申請が却下されたか了知し得るものであることから、審査請求人が主張する処分理由の不備にはあたらないと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大脇 成昭

委員 田端 史郎

委員 仲次 利光